

北上市告示甲第111号

北上市森林整備支援補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市森林整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、森林の公益的機能の維持及び林業振興を図るため、県の補助事業を活用して行う森林整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の森林において県が実施する補助事業のうち、次の各号のいずれかを活用して森林整備を行う者とする。

- (1) 岩手県森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）第2条に規定する森林環境保全直接支援事業
- (2) 岩手県木材産業国際競争力強化対策事業補助金交付要綱（平成28年岩手県森整第341号）に規定する岩手県木材産業国際競争力強化対策事業
- (3) 岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金等交付要綱（平成30年岩手県林振第188号）に規定する岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業
- (4) いわて環境の森整備事業補助金交付要綱（平成20年岩手県林振第21号）に規定するいわて環境の森整備事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表左欄に掲げる事業区分ごとに同表右欄に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の90パーセントの額から、県から交付される補助金の額（補助対象経費以外の経費に係る補助金の額を除く。）を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北

上市森林整備支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県に提出した補助金申請に係る書類及び交付決定通知書の写し
- (2) 施業図
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、北上市森林整備支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6 第5に規定による交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、北上市森林整備支援補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県に提出した補助金請求に係る書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第7 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第8 市長は、第7の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消にかかる補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(事業実施期間)

第9 事業実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3関係）

事業区分	補助対象経費
造林	森林造成を目的として行う地拵え及び植栽に要する経費

下刈	人工林で行う雑草木の除去に要する経費
除伐及び保育間伐	人工林で行う不用木の除去及び不良木の淘汰に要する経費
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費
作業道の開設	作業道の開設に要する経費

様式第 1 号（第 4 関係）

年 月 日

北上市長 様

住 所

事業者名

代表者名

北上市森林整備支援補助金交付申請書

年度において、北上市森林整備支援補助金の交付を受けたいので、北上市森林整備支援補助金交付要綱第 4 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 円

様式第2号（第5関係）

北上市指令 第 号

住 所

事業者名

代表者名

北上市森林整備支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市森林整備支援補助金交付申請に対し、北上市森林整備支援補助金交付要綱第5の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付決定額 金 円

様式第3号（第6関係）

年 月 日

北上市長 様

住 所

事業者名

代表者名

北上市森林整備支援補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定の通知があった北上市森林整備支援補助金について、その事業が完了したので、北上市森林整備支援補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先